

全国魚卸売市場連合会定款

第一章 総 則

第一条 本会は、卸売市場の改善発達と企業の近代化を図るため連絡、協調を保ち、生産の増強と消費生活の安定に寄与し、公益性のある卸売市場の機能を発揮し、円滑なる運営を期するとともに会員相互の政治的協調と経済的向上を図ることを以って目的とする。

第二条 本会は、全国魚卸売市場連合会と称する。

第三条 本会は、水産物卸売市場によって組織するが、市場の公的、道府県連協会並びに広域ブロック（別表）の結成推進を図る。

第四条 本会の事務所は、会長在任地並びに東京都千代田区神田松永町 104 番地に置く。

第二章 役 員

第五条 本会に、左の役員を置く。

会長 一名、 副会長 十名以内、 専務理事 一名、 常務理事 三名
理事 若干名、 監事 二名

2 本会に名誉会長、顧問、相談役を置くことができる。

第六条 役員の任期は、二年とする。ただし、再選を妨げない。

第七条 会長、副会長、専務理事、常務理事及び監事は、総会においてこれを選任する。

2 理事は、別表により各県連推薦者を選任する。

第八条 会長は、本会を代表し会務を統理する。副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、これを代理する。理事は、役員会に出席し議案を審議する。

第九条 専務理事、常務理事は、会長の名により会務を処理する。

第三章 会 議

第十条 通常総会を毎年五月若しくは六月に開催し、会務及び決算の報告並びに予算を審議する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は会員三分の一以上の請求があったときこれを招集する。

3 役員会は、必要の都度 会長がこれを招集する。

第十一条 総会及び役員会は、会議の目的とする必要事項を明記し、二週間以内に通知しこれを招集する。

第十二条 総会及び役員会の議長は、会長がこれに当たるものとする。

第十三条 総会の決議は、出席者の過半数により、これを決し可否同数なるときは、議長

の決するところによる。

第十四条 総会及び役員会の会議の顛末を、会議録に記載し、総会の決議事項は、会員に報告する。

第四章 会 計

第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月末日とする。

第十六条 本会の経費は、会員の負担とする。

2 負担金の分担方法は、総会において定め、その年度の六月末日までに納入するものとする。

別表

北海道

東北 青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島

北陸 新潟、富山、石川、福井

北関東 茨城、栃木、群馬、埼玉

南関東 千葉、神奈川、山梨、長野

中部 静岡、愛知、岐阜、三重

近畿 滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫

中国 鳥取、島根、岡山、広島、山口

四国 徳島、香川、愛媛、高知

九州 福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、大分、鹿児島

沖縄 沖縄

雑則 理事は、各県連2名以内(北海道、沖縄を除く。)とする。

昭和二十七年十一月一日制定

平成二十七年六月二十三日一部改正

令和元年五月二十八日一部改正